

[事案 30-147] 災害入院給付金支払請求

・平成 31 年 3 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

けがの治療のために入院したこと等を理由として、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

転落した際の圧迫骨折により入院したため、生活習慣病保険の医療特約にもとづき、災害入院給付金を請求したところ、入院中に脳梗塞を発症して以降の入院に対しては、主契約の約款上の「生活習慣病の治療を目的としたもの」に該当するとして、災害入院給付金は支払われずに、生活習慣病入院給付金が支払われた。その後、生活習慣病入院給付金の支払限度日数を超過して入院したため、入院期間の一部について、いずれの給付金も支払われなかったが、以下の理由により、入院期間すべてに対して給付金を支払ってほしい。

- (1) けがによる圧迫骨折が完治していないのに、約款上、生活習慣病を併発した場合は「生活習慣病の治療を目的としたもの」とみなすのはおかしい。
- (2) 入院先に脳神経外科はなく、脳梗塞のリハビリは行われていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) けがによる圧迫骨折で入院中に、生活習慣病である脳梗塞を併発し治療を開始したことから、約款上、脳梗塞の治療開始日以降の入院は「生活習慣病の治療を直接の目的として入院したもの」とみなされる。
- (2) 生活習慣病入院給付金の支払限度日数は 180 日であり、入院期間中に支払限度日数に達している。
- (3) 入院中に、主契約の生活習慣病入院給付金と災害入院給付金の支払われる期間が重複する場合には、災害入院給付金を支払わない旨が約款で定められている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の状況等を把握するため、申立人に事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。